

***NPO読本***

**「NPO」って何？**

***応援します！NPO***

**静岡県県民部  
NPO推進室**

	目	次	
Q 1	NPOって何？	.....	1
Q 2	非営利とはどういうことですか？	.....	2
Q 3	NPOが話題になる理由は？	.....	2
Q 4	NGOとの違いは？	.....	3
Q 5	NPOとボランティアとの違いは？	.....	3
Q 6	NPOで働いて給料をもらえますか？	.....	3
Q 7	町内会や自治会との違いは？	.....	4
Q 8	NPO法とはどのような法律ですか？	.....	4
Q 9	法人格とは何ですか？	.....	5
Q10	公益法人との違いは？	.....	5
Q11	NPO法人になるための要件は何？	.....	7
Q12	NPO法人になるための手続きは？	.....	8
Q13	手続きに要する期間は？	.....	10
Q14	NPO法人の設立に要する経費は？	.....	10
Q15	活動実績は必要ですか？	.....	10
Q16	法人格取得のメリットは？	.....	11
Q17	NPO法人の義務は？	.....	11
Q18	法人化の判断は？	.....	12
Q19	NPO法人を誰がチェックしますか？	.....	12
Q20	NPO法人に対する行政の監督は？	.....	13
Q21	NPO法人の「その他の事業」とは？	.....	13
Q22	NPO法人の税金は？	.....	14
Q23	認定NPO法人制度とは？	.....	15
Q24	NPO法人の会計は？	.....	15
	<NPO法人申請・届出窓口等>	.....	16

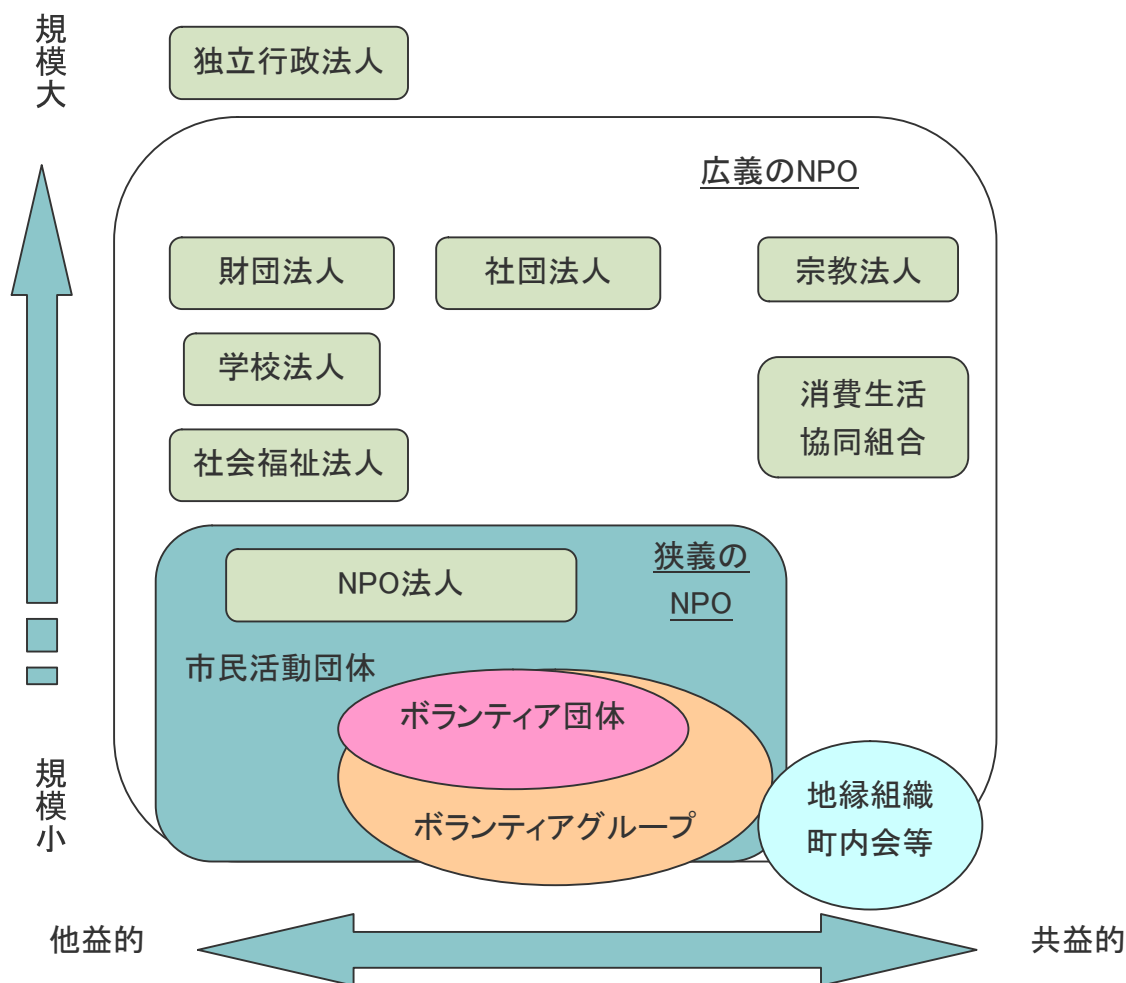
## Q1 NPOって何？

A1 NPO(エヌ・ピー・オー)は、Non profit Organization という英語の略称で、一般的には「民間非営利組織」と訳されています。

営利を目的とする株式会社などと異なり、社会的使命の追求を目的とし、自発的、継続的に活動する団体のことを指します。

県や市町村等の行政組織や公社・公団、独立行政法人は非営利ですが民間ではないためNPOではなく、同窓会やマンションの管理組合も特定の者のために活動する共益的な組織であるため、NPOとは言えません。

また、財団法人、学校法人も広い意味ではNPO(広義のNPO)ですが、この冊子では、民間の非営利団体の中でも市民が主体となり、公益的な活動を行っている団体をNPO(狭義のNPO)として説明していきます。



\*「NPO 基礎講座」(山岡義典編 ぎょうせい)を参考に作図しました。

## Q2 非営利とはどういうことですか？

A2 「非営利」というと、お金をもらったり利益をあげたりすることはできないと思われるかもしれませんが、そうではなく、利益を団体の構成員に分配しないということを意味しています。

株式会社は、株主がお金を出資し、会社はこれを元手として事業を行い、利益を上げ、最終的には株主に配当をしています。これに対しNPOは、活動資金として会費や寄附金を集めるほか、事業の対象者から対価をもらうこともできますが、事業であげた収益を役員や会員などの団体の構成員に分配することはできません。

収益をその団体の公益的な活動のために使うので、営利を目的としない「非営利団体」と言えるのです。

NPOが活動資金を自ら調達することは、組織を維持し、継続的に社会貢献活動を行うためであり、むしろ当然のことです。

したがって、NPOと無料奉仕とは直接には結びつきません。

## Q3 NPOが話題になる理由は？

A3 人々のライフスタイルが多様化し、少子高齢社会の進展、グローバル化する環境問題など、これからはさらに複雑で多様な社会的需要が増大することが予測されています。

そして、これらの中には、平等、公平を基本とする行政や営利を追求する企業では十分な対応ができないものも多くあります。

NPOが社会的に広く認知されるきっかけとなった阪神・淡路大震災では、延べ130万人を超えるボランティアが全国から集まり救援活動等に従事しました。

それまで、公共的サービスはもっぱら行政が担ってききましたが、誰にも平等、公平であることを基本とし、法令等に基づき行動しなければならない行政では対応が難しい場面が数多く出てきたのです。

一方、機動性、迅速性に富んだNPOの活動は、規模や範囲は限られているものの、行政の苦手な分野や手が回らない分野において、きめ細かな対応が可能です。

先の震災の迅速な対応や先進的取組、対象者は少ないものの見過ごせない社会的ニーズへの対応などが例としてあげられますが、マスコミにも数多く取り上げられ、高く評価されることとなったのは、この特性のためです。

こうしたことから、様々な社会貢献活動を安定的、継続的に行えるNPOが、第3のセクターとして成長し、行政や企業と協働しながら、公共的サービスを担っていくことが今後大いに期待されているのです。

## Q4 NGOとの違いは？

A4 NGO(エヌ・ジー・オー)は、Non-governmental Organization という英語の略称で、「非政府組織」と訳されています。

国連から生まれ、NPOよりもかなり早くから日本で使われている名称で、主として国際協力などの国境を超えた活動を行っている団体に対して使われます。

組織を営利か非営利かという視点で捉えればNPOとなり、政府ではないという視点で捉えればNGOとなるので、NPOもNGOも本質的には同じものです。どちらの視点を強調したいかによって使い分けられています。

## Q5 NPOとボランティアとの違いは？

A5 ボランティアとは、社会のために何かをしたいという意志を持ち、自発的に活動する「個人」を指します。一方、NPOは組織を指す言葉です。

ボランティア活動をするために有志が集まり、次第に活動が定例化し、会の名前を付けたり、メンバーの名簿を作ったりすれば、ボランティア団体やボランティアグループと呼ばれます。

会則を定めたり、役員会や代表者を置けば、メンバーが入れ替わっても組織の同一性が保たれ、継続的に活動を続ける体制が整うので、そのボランティア団体はNPOであると言えます。

NPOは「営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」なので、個々のボランティアに対して活動の場を提供するのがNPOの役割とも言えます。

## Q6 NPOで働いて給料をもらえますか？

A6 組織の大きなNPOの中には、専属の職員がいて、給料をもらって働いていることがあります。給料を支払うのは、利益の分配になり非営利でなくなると思われるかもしれませんが、この点だけを指して「非営利ではない」と言うことはできません。

事務所を構えれば、電気代、電話代や事務用品費などの経費が必要となるように、職員の給料も団体の運営に必要なものであり、正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の分配とは言えません。

ただし、社会的な常識から見てあまりにも高給を払えば、利益の分配と見られる可能性があります。

また、NPOの活動には、それを支えるボランティアが重要なことは言うまでもありません。

## Q7 町内会や自治会との違いは？

A7 日本には、町内会や自治会などの地縁組織があり、これを基盤に青年団や子供会、婦人会、老人会などの活動が行われています。

これらの組織の多くは、地域性が強く、一定の区域に居住する人々の相互扶助的な活動が中心であり、仲間内のために活動する共益的な団体がほとんどです。

しかし、町内会等の活動をベースとしながらも、地域住民のみでなく地域外の人も巻き込み、自発的に社会貢献活動を行えば、公益的な組織とみなされ、NPOに分類されることとなります。

## Q8 NPO法とはどのような法律ですか？

A8 NPO法は「特定非営利活動促進法」の通称名です。平成10年3月19日に成立し、同年12月1日に施行されました。

この法律が作られた背景を簡単に述べます。

民法には非営利法人の一般的規定はなく、第34条において、営利を目的としない公益法人(社団法人・財団法人)を規定しているだけです。社会福祉法人や学校法人は、それぞれ民法第34条の特別法として規定されたものです。(P6図参照)

営利を目的とする株式会社等は、一定の要件が整えば許認可がなくても設立できます(準則主義)が、社団法人や財団法人は、それぞれの活動を管轄する主務官庁から許可を受けないと設立できません。また、これら公益法人の許認可基準はとて厳しく、NPO法の施行前には非営利で公益を目的としていても、法人化できない団体が数多くありました。

このような中で阪神・淡路大震災が起こり、ボランティア活動をはじめとする市民活動の重要性が認識されることとなりましたが、これらの活動は、主として法人格を持たない団体によって担われていたことも明らかになりました。

これをきっかけとして、一定の要件を満たす社会貢献活動を行う民間の非営利団体に対して、簡易かつ迅速に法人格を付与することの必要性が議論されることとなり、NPO法が議員立法により成立したのです。

NPO法人を設立するには、所轄庁(P8参照)の認証を受けなければなりません。認証とは、一定の行為又は文書の記載が正当な手続きによってなされることを公の機関が確認、証明することであり、公益法人の許可主義と株式会社等の準則主義の中間的な制度となっています。

留意点は、認証を受けたからといって、所轄庁がその団体の活動内容について、いわゆる「お墨付き」を与えたわけではないということです。NPOの活動内容を保証したり、直接的な支援制度を定めたものではなく、あくまでも法人格という道具を与えるための法律です。

また、従来の法律では、政令・省令や通達等で定めていた運用についての基準も

NPO法の中で定められています。これは、所轄庁の裁量を極力少なくするという趣旨からです。

## Q9 法人格とは何ですか？

A9 会社のものや会社のお金は社長個人のものではなく、会社が結んだ契約も社長個人の契約ではありません。会社が法人格を持ち、この人格をもってお金を所有したり、契約を結んでいるのです。

人間ではない団体に人格を認めているので、その団体の存在や動きを対外的に知らしめるため、団体の目的、事業、組織、団体を代表して誰が業務を行うのかなどを文書の形で定めておく必要があり、これを定款と言います。法人はこの定款に書かれた目的の範囲内において、世の中に存在していることとなります。

人間は、基本的には誰でも契約をしたり、財産を所有したりできますが、団体の場合は法律の定めに従い、一定の手続きを経て初めて法人格が認められます。

法人格を持っていない団体は任意団体と呼ばれています。この任意団体は、法律上は個人の集まりなので、契約する場合、便宜上、代表者の個人名義で行わなければなりません。

法人格を取得すると、団体名義での契約や財産の所有ができるようになるため、団体の代表者の個人的負担が軽くなり、安定的・継続的な活動が行いやすくなります。

## Q10 公益法人との違いは？

A10 Q8 で述べたように、公益法人(社団法人・財団法人)を設立するには、それぞれの活動を所管する主務官庁から団体の公益性を認められ、許可を受けなければなりません。また、許可に当っては基本財産や基本金などの基金要件などの基準を満たすことが求められます。

NPO法人も民法第 34 条の特別法であるNPO法によって規定されたものですが、公益法人に比較して、容易に設立できる制度となっています。

小規模な団体にとって、公益法人になることは非常に困難であるため、NPO法が施行されたことによって、これらの団体が容易に法人化できるようになりました。

※平成 18 年 6 月に公益法人制度改革に関する法律が公布され、遅くとも平成 20 年 12 月までに施行されることになりました。

この法律により、社団法人、財団法人という現行の公益法人が廃止され、代わりに登記だけで設立できる新たな非営利法人「一般社団法人」「一般財団法人」ができます。その中で、公益性を認められた団体だけを「公益社団法人」「公益財団法人」として税制上の優遇措置等が講じられます。

なお、NPO法人は現行のまま存続しますので、活動する方たちが、自分たちの活動に一番適した法人格を選ぶ際の選択肢が広がったと言えます。

## ◇ 日本の法人制度

### 1 民法上の法人の規定

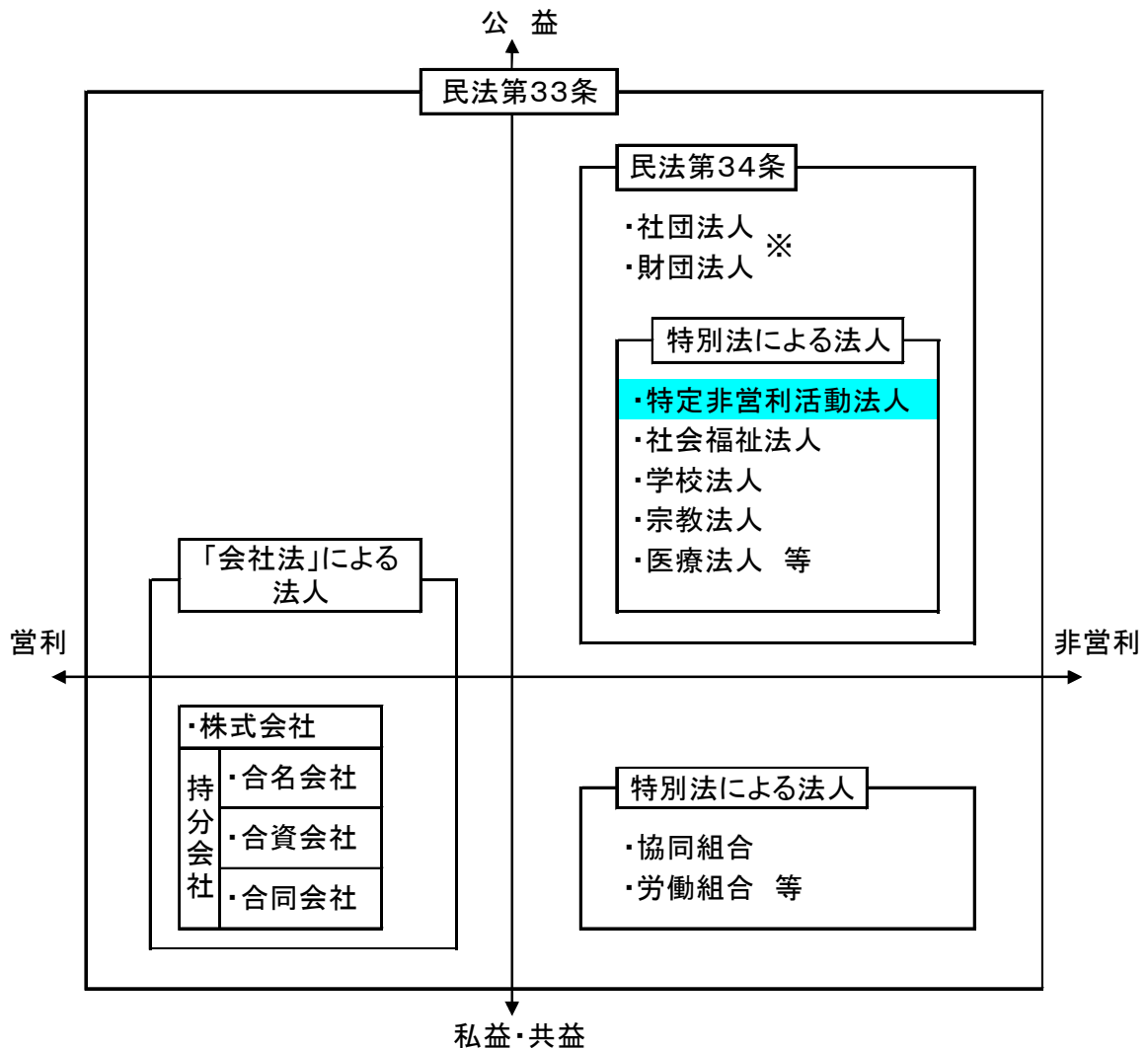
民法第33条(法人の成立に関する原則)

法人は、民法その他の法律により設立

民法第34条(公益法人の設立)

宗教、慈善、学術等公益に関する非営利目的の社団・財団は、主務官庁の許可により設立

### 2 法人制度の分類



※ 新しい公益法人制度の法律が、平成 18 年 6 月に公布されています(平成 20 年度施行予定)。公益法人は「一般」か「公益」に分別され、「一般」は登記のみで設立可能になります。NPO 法人の制度は、引き続き存続します。

「新 日本の NPO 法」(熊代昭彦編 ぎょうせい)を参考に作図しました。



## Q11 NPO法人になるための要件は何？

A11 NPO法による法人格を得るためには、いくつかの条件がありますが、ここでは主なものを紹介します。

1 次に掲げる活動のうち一つ以上を行い、不特定かつ多数のものの利益(つまり公益)の増進に寄与することを目的とすること。

この17種類の活動は例示ではなく、限定されたものであり、法律の中でも特定非営利活動として定義しています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 団体として次の要件を満たすこと。

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
- ② 営利を目的としないものであること。(非営利についての説明は、Q2を参照)
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

※社員とは、総会において議決権を持つ者で、従業員のことではありません。また、不当な条件とは、例えば「〇〇高校の同窓生に限る」とか「〇〇町△△地域在住者に限る」などとする事です。

- ④ 理事が3人以上、監事が1人以上いること。
- ⑤ 役員(理事及び監事)のうち報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下であること。

※役員が職員として働いている場合、労働の対価として支払われた報酬はこれ

に該当しません。

- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑦ 政党活動(特定の政党等を推薦することなど)を目的とするものでないこと。
- ⑧ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等に統制されてないこと。
- ⑨ 10人以上の社員がいること。

## Q12 NPO法人になるための手続きは？

A12 NPO法人になるには、所轄庁(注)の認証を受けなければなりません。

以下の書類を作成し、所轄庁の窓口に提出してください。

- ① 特定非営利活動法人設立認証申請書
- ② 定款
- ③ 役員名簿(役員報酬を受ける者の有無等の記載を含む)
- ④ 役員就任承諾書及び宣誓書(欠格事由に該当しないこと等を誓う)
- ⑤ 役員の住所又は居所を証する書面(住民票等)
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面
- ⑦ 確認書(宗教活動・政治活動を主たる目的としないこと等)
- ⑧ 設立趣旨書
- ⑨ 設立についての意思決定を証する議事録
- ⑩ 設立の初年度及び翌年度の事業計画書
- ⑪ 設立の初年度及び翌年度の収支予算書

所轄庁では、これらの書類を受理すると、2ヶ月間の縦覧を経た上で書面審査を行い、NPO法に定められた認証要件(Q11 参照)を満たしていれば認証します。(次ページの図参照)

申請される方には「事務の手引」を配布していますので、NPO推進室までご請求ください。県のホームページ(P16 参照)からもダウンロードできますので、ご利用ください。

また、P16 に掲載した施設(県内3パレット)において、法人設立相談を受付けていますので、ご利用ください。

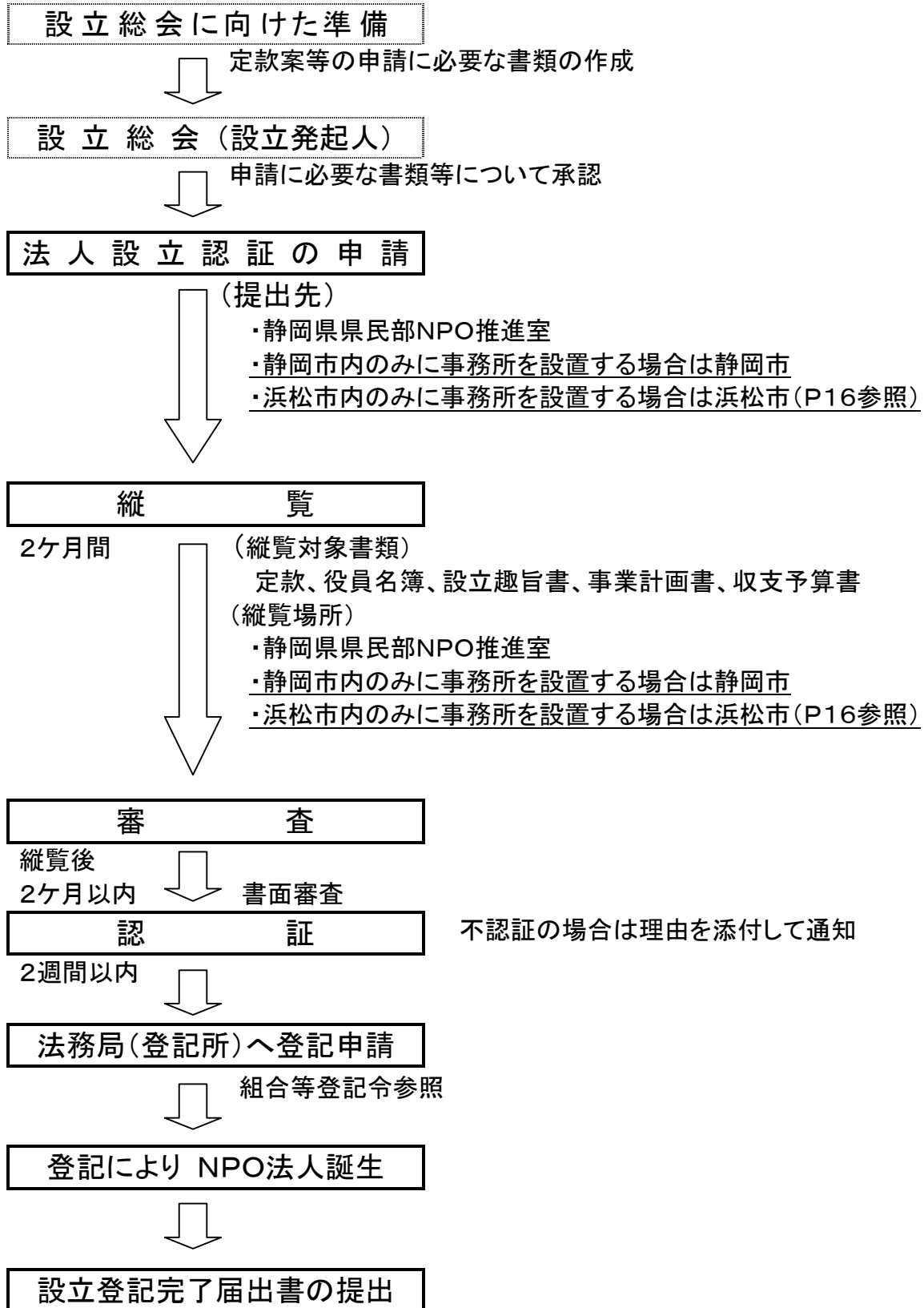
(注)所轄庁

事務所が2以上の都道府県にある場合 **内閣総理大臣**

事務所が静岡県内のみにある場合 **静岡県知事**

○静岡県では、NPO法人の認証等の権限を静岡市及び浜松市に移譲しているため、静岡市内のみ又は浜松市内のみに事務所を有する法人の申請書・届出書・事業報告書等の提出先は静岡市又は浜松市になります。(P16 参照)

◇法人格を取得するまでの流れ



## Q13 手続きに要する期間は？

A13 NPO法人を設立するまでの流れは、前ページの図のとおりです。

県では申請を受理すると、申請日、団体名、代表者名、事務所の所在地、定款に記載された目的を県公報に登載します。

また、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、収支予算書を縦覧に供します。

その後2ヶ月以内に審査を行い、NPO法に定められた基準に従い認証・不認証の判断を行いますので、要件を満たしている団体なら、申請してから最長で4ヶ月以内に、認証を受けることができます。

ただし、認証を受けても登記をしないと法人は成立しませんので、注意してください。登記に関する詳細は、法務局にお尋ねください。

## Q14 NPO法人の設立に要する経費は？

A14 財団法人や社団法人を設立する場合は、財産や規模が一定以上あることが必要となりますが、NPO法人の場合は、法律で財産要件の定めはありません。

登録免許税もかかりませんので、申請書類の作成費用や法人の代表者印の調製費程度で設立することができます。

## Q15 活動実績は必要ですか？

A15 活動実績はNPO法人の認証要件になっていませんので、認証申請の際に任意団体としての活動実績を問われることはありません。

しかし、NPO法人を立ち上げたけれど、1年、2年経っても思うような活動ができないという団体が見受けられます。「NPO法人さえ作れば、活動はできるはず」という代表者の想いだけでは継続的な活動はできません。

NPO法人の認証申請には、定款、3名以上の理事と1名以上の監事、10名以上の社員（総会において議決権を持つもの：正会員等）が必要です。これらは、活動実績がなくても整えることはできますが、本来は活動に伴って整ってくるものではないでしょうか。

役員に就任する方は、理事、監事の役割をしっかりと認識しているでしょうか。社員の皆さんは定款に定められていることを理解していますか。

市民からの信頼を得る法人になるには、少なくともこの2点をクリアすることが必要ではないでしょうか。

## Q16 法人格取得のメリットは？

A16 法人格があれば、契約締結や財産保有などの法律行為を団体名義で行うことができ、責任の所在が明確になります。

団体の規模や活動の内容にもよりますが、一般的には、組織や活動の規模が大きくなればなるほど、法人化するメリットが多いと思われます。

事務所を借りたり、専用電話を引いたり、コピー機をレンタルしたりする場合、任意団体は代表者の個人名義でしか契約を行えません。また、口座の開設も団体名ではできないため、あくまでも代表者等の個人の口座を使うことになります。

また、環境保全活動として土地を購入したり、事務所等として建物を取得しても、不動産の登記は個人名でしかできません。これらの場合、代表者の交代や事故などの際に、名義変更等に手間がかかりやすく、相続問題（相続税の支払い等）が起こる可能性もあります。

さらに、活動中の事故等により、団体の代表者や構成員個人に対して賠償責任が問われる可能性もあります。

海外での活動を目指す場合には、法人格の有無により、活動に支障をきたす場合があります。

要するに、権利関係や責任の所在を明確にし、社会的に信用を得るためには、法人格という道具があった方が便利で、社会的信用度を高めるうえで重要な要素となります。

県内法人に、「法人格を取得して良かったこと」を聞いたところ、①組織や活動について信用を得ることができた(47.7%)、②契約の主体となることができた(24%)、③活動が活発になった(15.9%)、④行政から助成金を受けることができた(9.5%)、⑤適正な会計処理ができるようになった(11.3%)という回答でした。

(注)平成18年9月実施「静岡県NPO法人等実態調査」の結果。上位5位までの回答(複数回答可)です。

## Q17 NPO法人の義務は？

A17 NPO法人になると、NPO法の規定に従うことはもちろん、その他の法令上の義務、さらに定款に定めた運営を行う義務が生じます。

NPO法では、毎年1回以上総会を開くこと、適正に会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書等を作成すること、これらを含めた事業報告書等を所轄庁へ提出するとともに、事務所に備え置くこと等が定められています。

また、法務局への登記や税務署、県財務事務所等への申告など、税金に関する諸手続が必要になります。

Q16 に記載した調査では、「法人格を取得して良くなかったこと」も聞いていますが、

「事務処理が煩雑になった」が 25.6%と、多数の法人が書類作成等の事務を負担に感じている実態が明らかになりました。

## Q18 法人化の判断は？

A18 法人化するか否かの判断は、メリットとデメリットを比較し、その団体にとって法人格が必要かどうかを検討した上で行ってください。

自分の団体は、契約行為をしないからメリットは無いと単純に判断するのではなく、法人化により継続的な活動が可能となり、社会からの信頼を得ることができるという面でのメリットも判断基準としてください。

活動が継続され、発展してこそ目的が達成される団体も多いと思われますし、法人化により活動内容の幅も広がり、様々な支援や行政等との協働への可能性も出てきます。

社会的な課題を解決をしようとする場合、志だけでは十分とは言えず、志を形にし、実現するための仕組みや資金が必要であり、法人化はそれを実現するための手段です。

しかし、法人にはそれ相応の義務と負担が伴うものです。本来、NPOに対する評価は法人格のあるなしではなく、活動の内容により判断すべきであり、その評価は市民が行うものです。

法人格の取得については、当面は任意団体のままでいて、必要になった時点で取得するという選択肢もあり、総合的に検討を行い、団体自身が判断してください。

## Q19 NPO法人を誰がチェックしますか？

A19 NPO法人の設立認証に当っては、所轄庁はNPO法上の基準や手続きに適合しているかについてのみ審査するよう定められており(Q11、12 参照)、団体の活動の実態を行政が判断する制度にはなっていません。

NPO法は、「NPO法人は市民自らが監視し、育てていくものだ」という考えの基に、行政の監督を最小限に留める一方、行政、NPO法人双方に情報公開が義務付けられています。

県では法人の設立認証等の申請を受理すると、申請年月日、団体名、代表者、事務所所在地、法人の目的を県公報で公告し、ホームページにも掲載しています。また、申請書類のうち定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、収支予算書は、申請から2ヶ月間縦覧に供していますので、NPO推進室(静岡市のみ)に事務所を有する法人は静岡市役所、浜松市のみ)に事務所を有する法人は浜松市役所)で誰でも見ることができます。

また、NPO法人も、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、定款等の書類を法人の事務所に備え置き、会員や利害関係者から請求があった場合、

これを閲覧させなければならないことになっています。

これらの書類は、毎年度所轄庁(P8参照)に提出されることになっており、県内のNPO法人については、NPO推進室等(縦覧場所と同様)で見ることができます。また、同意があった法人については県のホームページにも掲載しています。

これらの規定は、NPO法人の適正な運営に、市民が果たす役割が大きいことを物語っています。

## Q20 NPO法人に対する行政の監督は？

A20 NPO法人が、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、所轄庁(P8参照)は、そのNPO法人に対して報告を求めることや、立ち入り検査を行うことができます。

また、NPO法人がNPO法上の要件を満たさなくなった場合や、法令違反、定款違反などが認められる場合、所轄庁はそのNPO法人に対して改善措置を命令することができます。

この改善命令に違反し他の方法では監督の目的を達成できない場合や3年以上にわたって事業報告書等法定の書類を提出しない場合、所轄庁は聴聞を経て設立の認証を取り消すことができます。

法令違反があり、命令によっては改善が期待できないことが明らかな場合、所轄庁は、改善命令を経ることなく認証を取り消すことができます。

また、所轄庁は、NPO法人が暴力団である疑いがある場合、暴力団やその構成員の統制下にある団体又は役員が暴力団の構成員等である疑いがあると認められるときは、県警本部長等の意見を聴くことができます。

## Q21 NPO法人の「その他の事業」とは？

A21 NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その特定非営利活動に関する事業以外の事業を行うことができます。これを、「その他の事業」といいます。

NPO法人は「その他の事業」として、収益を目的とする事業や特定非営利活動に該当しない共益的な事業等を行うことができますが、「その他の事業」で生じた収益は、特定非営利活動に係る事業に使用しなければなりません。

例えば、環境保護を行うNPO法人が、その経費に充当するために、チャリティーショーを開催することなどが該当します。

「その他の事業」を行う場合は、定款にその種類等を記載していなければなりません。なお、行おうとする事業が特定非営利活動に該当するか否かは、その法人が定款に定めた目的によって判断されます。

## Q22 NPO法人の税金は？

A22 NPO法人に対する税金は、株式会社等の営利法人に適用される税制よりは優遇されていますが、公益法人ほどには優遇はされておらず、これらの中間的な位置にあると言えます。

NPO法人に対する税金は様々なものがありますが、ここでは主なものについて説明します。

まず、法人の存在そのものに課税される税金として、法人県民税均等割(2万1千円)と法人市町村民税均等割(5万円)があります。

ただし、静岡県では、NPO法の趣旨等から税法上の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税均等割を減免しており、また、県内すべての市町においても、法人市町村民税均等割の減免を行っています。

次に税法上の収益事業(法人税法施行令に定められている33業種)から生じた所得に対する税金があります。

国税である法人税は、収益事業については、株式会社等と同様に課税されます。(一定額までは軽減税率)

県税である法人県民税の法人税割及び事業税、市町村税である法人市町村民税の法人税割も収益事業に対し課税されます。

ここで、注意しなければならない点は、NPO法上の特定非営利活動であっても、税法上の収益事業に該当すれば、課税されるということです。

NPO法人に関係する税には、消費税もあります。

消費税は、個人・法人を問わず事業者が行う国内における資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられるものです。

NPO法人の基準期間(前々事業年度)における課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の納税義務が生じます。

これ以外には、印紙税、固定資産税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税などがありますが、これらは個人でも支払うことのある一般的なものです。

### ○法人格を取得したら…

主たる事務所の所在地を管轄する県財務事務所及び全ての事務所の所在地を管轄する市町の税務担当課に、「法人設立等届出書」の提出が必要になります。また、収益事業を行わない場合には、減免申請書の提出も必要です。

なお、収益事業を開始した場合には、上記県、市町への届出のほか税務署への届出も必要になります。

職員給与や講師謝金の支払いをする場合には、源泉徴収義務者の届出が必要となるなど、法人化することにより各種書類の提出義務が生じてきますので、収益事業を行わなくても、税務署に相談されることをお勧めします。



## Q23 認定NPO法人制度とは？

A23 認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものを言います。認定NPO法人に対して寄附をした人は寄附金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

また、認定NPO法人になると、「みなし寄附金制度」という税の優遇措置を活用することができます。

国税庁の認定要件は、年々緩和されてきていますが、認定を受ける法人は少なく、全国で70法人、県内では1法人のみとなっています。(平成19年6月末現在)

今後、認定NPO法人制度がより広く活用されることにより、NPO法人の活動が一層発展するとともに、その活動を市民や企業からの寄附により育てるという「寄附文化」が浸透していくことが期待されます。

この制度についての詳しいことは、名古屋国税局(電話:052-951-3511)又は税務署にお問い合わせください。また、国税庁ホームページにも制度の概要が掲載されています。(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm)

## Q24 NPO法人の会計は？

A24 NPO法人の会計はNPO法第27条に次のとおり規定されています。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(1)の「正規の簿記の原則」とは、次の3要件を満たしていることです。

- ① 取引に関して検証可能な証拠に基づいて記帳されていること。
- ② 記録計算が正確に行われ、体系的に整然と記帳されていること。
- ③ 法人のすべての活動が網羅的に記帳されていること。

簿記のスタイルは、これらの要件を満たしていれば、複式簿記、単式簿記のどちらを採用するかは法人が運営内容に応じて決定してください。

(2)の財産目録、貸借対照表及び収支計算書は法人の実態を示す書類であるため、その内容が真実であることと明瞭であることが要求されます。

また、会計書類は事業年度間の比較ができるようなものでなければならないため、(3)にあるように、会計処理の基準や手続きは継続して適用することが必要であり、安易に変更すべきではありません。

NPO法では、これらの一般原則が規定されているのみで、会計帳簿及び計算書類を作成するための基準は設けられていないため、現在行われているNPO法人制度見直しの検討において、この点が議論されています。

## <NPO法人申請・届出窓口等>

### 1 NPO法人の申請・届出等の窓口

#### (1) 静岡県県民部NPO推進室

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館6階  
 TEL 054-221-3726 FAX 054-221-2941  
 E-MAIL: [npo@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:npo@pref.shizuoka.lg.jp) URL: <http://www.npo.pref.shizuoka.jp/>

#### (2) 静岡市生活文化局市民生活部市民生活課（静岡市のみにも事務所を有する法人）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館15階  
 TEL 054-221-1265 FAX 054-221-1538  
 E-MAIL: [seikatsu@city.shizuoka.jp](mailto:seikatsu@city.shizuoka.jp)  
 URL: <http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npoinde.html>

#### (3) 浜松市企画部市民協働推進課（浜松市のみにも事務所を有する法人）

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 北館2階  
 TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750  
 E-MAIL: [shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)  
 URL: <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/participation/civil/index.htm>

#### (4) 内閣府国民生活局市民活動促進課NPO室（静岡県外にも事務所を有する法人）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府庁舎1階  
 TEL 03-5253-2111(代表)  
 URL: <http://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

### 2 NPO 法人の設立相談等の窓口（県内3パレット）

名称	所在地等	電話・FAX
ふじのくにNPO活動センター (中部パレット)	〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館(ごふくかん)4階	TEL 054-274-2993~5 FAX 054-274-2996
	E-MAIL: <a href="mailto:fji@fuji-npo.jp">fji@fuji-npo.jp</a> URL: <a href="http://www.fuji-npo.jp/">http://www.fuji-npo.jp/</a>	
静岡県東部地域 交流プラザ (東部パレット)	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル3階	TEL 055-951-8500 FAX 055-952-1433
	E-MAIL: <a href="mailto:palette-annai@tsmc.pref.shizuoka.jp">palette-annai@tsmc.pref.shizuoka.jp</a> URL: <a href="http://www15.plala.or.jp/t-palette/">http://www15.plala.or.jp/t-palette/</a>	
静岡県西部地域 交流プラザ (西部パレット)	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	TEL 053-458-7115 FAX 053-458-7026
	E-MAIL: <a href="mailto:seibu@s-palette.jp">seibu@s-palette.jp</a> URL: <a href="http://www.s-palette.jp/">http://www.s-palette.jp/</a>	

「NPO」って何？

平成19年8月

静岡県県民部NPO推進室

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3726

FAX 054-221-2941

e-mail: [npo@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:npo@pref.shizuoka.lg.jp)